

昭和二十七年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第二号

企業合理化促進法施行規則

企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）に基き、及び同法を実施するため、企業合理化促進法施行規則を次のように制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条）
 第二章 補助金の交付（第二条―第十七条）
 第三章 産業関連施設の整備（第十八条）
 第四章 原単位に関する報告（第十九条）
 第五章 雑則（第二十条―第二十二条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令で「事業者」、「試験研究」及び「原単位」とは、それぞれ企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号。以下「法」という。）第二条の事業者、第三条の試験研究及び第九条の原単位をいう。

第二章 補助金の交付

（補助金の種類）

第二条 法第三条に規定する補助金（以下本章中「補助金」という。）は、左に掲げるものとする。

- 一 応用研究補助金（基礎研究の結果を鉱工業等に応用するために行う研究に対する補助金をいう。）
- 二 工業化試験補助金（基礎研究又は応用研究の成果によるのみでは工業化に必要とする充分な条件を得ることが困難な場合において、当該条件を得るために行う試験に対する補助金をいう。以下同じ。）
- 三 機械設備等試作補助金（新規の機械設備等の試作に対する補助金をいう。）

（交付の対象）

第三条 補助金の交付は、試験研究を遂行するために必要な費用のうち、左に掲げるものについて用途を指定して行う。

- 一 建物又は構築物の買受、建造、改良、据付又は修繕に要する費用
- 二 機械装置（船舶及び車両を含む。）又は工具器具備品の買受、製造、改良、据付又は修繕に要する費用
- 三 前各号に掲げるものの外、主務大臣が特に必要と認める費用

（補助金交付の申請）

第四条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 試験研究計画書
- 二 法人であるときは、定款又は寄附行為

（交付の決定）

第五条 主務大臣は、前条第一項の申請書及び同条第二項の添附書類の提出があつたときは、これらの書類を審査して補助金を交付するかどうかの決定をし、交付すると決定をしたときは、交付すべき補助金の額を申請者に通知するものとする。

2 主務大臣は、工業化試験補助金の交付について、当該補助金に係る工業化試験が成功したと認定したときは当該補助金の全部又は一部を償還させる旨の条件を附することができる。

3 主務大臣は、前項に規定するものの外、補助金の交付について、補助金の使途に関する制限その他の必要な条件を附することができる。

（請書の提出）

第六条 前条第一項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく請書を主務大臣に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第七条 主務大臣は、前条の請書を提出した者に対し、補助金を交付する。

（帳簿記載）

第八条 補助金の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）は、帳簿を備え、補助金の交付の対象となつた試験研究（以下「被交付試験研究」という。）の遂行についての収支の額及び補助金の使途を明記しなければならない。

（計画変更の承認等）

第九条 第五条第一項の規定による通知を受けた者は、左に掲げる場合には、遅滞なく試験研究計画変更承認申請書を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 被交付試験研究を中止しようとする場合又はその全部若しくは一部の遂行を他に委託しようとする場合
- 二 被交付試験研究を他に承継させようとする場合又は補助金の交付の対象となつた主な機械設備等を当該試験研究終了前に他に譲渡しようとする場合

三 その他試験研究計画書に記載された試験研究遂行計画を著しく変更しようとする場合

2 主務大臣は、前項の承認に、必要な条件を附することができる。

3 被交付者は、被交付試験研究を廃止した場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の申請書又は前項の届出書の提出があつた場合には、当該申請書又は届出書を提出した者に対して、第五条第一項の規定による交付の決定を取り消し、若しくは変更し、又は期限を附して既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(事故の届出)

第十条 被交付者は、被交付試験研究の遂行に重大な支障を与える事故が発生したときは、遅滞なく当該事故の原因及び状況並びにこれに対する措置に関する届出書を主務大臣に提出しなければならない。

(試験研究の経過に関する届出)

第十一条 被交付者は、毎会計年度終了後一箇月以内に、当該会計年度における被交付試験研究の実施状況及び補助金の使用状況に関する届出書を主務大臣に提出しなければならない。

(試験研究終了の届出)

第十二条 被交付者は、被交付試験研究が終了したときは、試験研究終了届出書を主務大臣に提出しなければならない。

(特許等の届出)

第十三条 被交付者は、被交付試験研究に基く発明又は考案に関して特許権、実用新案権又は意匠権を取得した場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第十四条 主務大臣は、第五条第一項の規定による通知を受けた者について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、その者に対し、同項の規定による交付の決定を取り消し、若しくは変更し、又は期限を附して既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 法若しくはこの省令又はこれらの法令に基く主務大臣の処分に対する違反

二 当該試験研究に関する不正、怠慢その他不相当の行為

三 当該試験研究を遂行する見込の喪失

2 主務大臣は、前項に規定する場合の外、補助金の交付の対象となつた使途に用いた費用の合計額が補助金額に満たなかつた場合には、期限を附して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(工業化試験補助金の償還)

第十五条 主務大臣は、工業化試験補助金の交付について、第五条第二項の条件を附した場合において、同項の規定による成功の認定をしたときは、当該工業化試験の成果、企業化の難易等を考慮し、償還すべき補助金の額並びに償還の始期及び終期を決定して補助金償還の指令を発するものとする。

2 工業化試験補助金の被交付者は、前項の指令を受けた場合には、補助金償還計画書を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 主務大臣は、前項の承認に、必要な条件を附することができる。

(工業化試験の成果に関する届出)

第十六条 工業化試験補助金の被交付者は、試験研究の成果の企業化に着手した場合又は試験研究の成果を他に譲渡した場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

(延滞利息)

第十七条 主務大臣は、被交付者が第九条第四項若しくは第十四条第一項若しくは第二項の規定により返還すべき金額又は第十五条第二項の承認を受けた償還計画に基き償還すべき金額をそれぞれ納付期日後なお納付しない場合には、その未納に係る金額に対し、その未納に係る期間について、日数に応じ、年九・七五パーセントの割合による利息を賦課することができる。

2 前項の利息の計算につき、同項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

第三章 産業関連施設の整備

第十八条 法第八条の規定により、道路、港湾施設又は漁港施設の建設、改良、維持又は復旧を申請しようとする事業者は、道路については別表第一、港湾施設又は漁港施設については別表第二の様式による申請書を当該道路、港湾又は漁港の管理者（以下本条中「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該事業者の当該申請に係る事業が別表第三の上欄に掲げる大臣の所管に属する事業であるときは、当該事業者は、前項の申請書の写三部をそれぞれ当該道路、港湾又は漁港を管轄区域に含む同表の下欄に掲げる機関に提出しなければならない。

3 別表第三の下欄に掲げる機関は、前項の規定により申請書の写を受理したときは、その内容を審査し、これに対する意見書を管理者と協議して作成し、当該申請書の写二部とともにこれをそれぞれ同表の上欄に掲げる大臣に送付しなければならない。

第四章 原単位に関する報告

第十九条 事業者は、毎四半期終了後一箇月以内に、当該四半期におけるその生産に係る鉱工業品の原材料又は動力の原単位の状況について、当該事業者の工場又は事業場ごとに、報告書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業者の範囲並びに鉱工業品、鉱工業品の原材料及び動力の種類は、主務大臣が告示で定める。

3 主務大臣は、必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、同項の期間又は期限について告示で特例を定めることができる。

第五章 雑則

(書類の経由)

第二十条 試験研究を行う者又は事業者は、別表第三の上欄に掲げる大臣に書類を提出する場合には、試験研究については主たる試験研究を行う場所を、原単位についてはその報告に係る工場又は事業場の所在地を管轄する同表の下欄に掲げる機関を経由してしなければならない。

(身分を示す証票)

第二十一条 法第十四条第二項の身分を示す証票の様式は、主務大臣が告示で定める。

(申請書の様式等)

第二十二条 第四条第一項の補助金交付申請書、第十二条の試験研究終了届出書及び第十五条第二項の補助金償還計画書の様式、提出部数及び提出期限、第六条の請書、第十一条の届出書及び第十九条の報告書の様式及び提出部数、第四条第二項第一号の試験研究計画書の様式並びに第九条第一項の試験研究計画変更承認申請書、同条第三項の届出書、第十条の届出書、第十三条の届出書及び第十六条の届出書の提出部数は、主務大臣が告示で定める。

附則 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 左に掲げる告示は、廃止する。

- 一 製糸技術研究費補助金交付規程（昭和二十六年四月農林省告示第百十八号）
- 二 工業化試験補助金交付規程（昭和二十六年二月通商産業省告示第三十一号）
- 三 鉱工業技術研究補助金、自転車工業研究補助金および小型自動車工業研究補助金交付規程（昭和二十六年二月通商産業省告示第三十二号）
- 四 科学技術応用研究補助金交付規程（昭和二十六年三月運輸省告示第五十五号）
- 五 工業化試験補助金交付規程（昭和二十六年三月運輸省告示第五十六号）

附則（昭和四五年一〇月六日大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年三月三〇日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省令第一号）

この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

附則（昭和五九年六月二日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省令第一号）

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則（平成二年二月二〇日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省令第五号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成十四年六月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則（平成二八年四月一三日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一

別表第一

道路整備申請書

事業者名									
工場又は事業場名		所在地							
道路の整備を必要とする理由									
主要製品の生産量									
品目	前年度実績(吨)	本年度計画(吨)	来年度計画(吨)						
道路整備計画									
要望順位	図面番号	道路の種類	路線名	工事区間	工種	延長 (メートル)	有効幅員 (メートル)	事業費 (千円)	備考

(注)

- 1 要望順位の欄には、工事の必要程度に応じ一連番号を記入すること。
- 2 図面番号の欄には、9により添付すべき図面中工事区間ごとに附された番号を記入すること。
- 3 道路の種類欄には、国道、府県道、市道及び町村道の別を記入すること。
- 4 路線名の欄には、認定された路線名を記入すること。
- 5 工事区間の欄には、郡市町村字名までを記入すること。
- 6 工種の欄には、新設、舗装新設、橋梁新設、改良、橋梁改良、局部改良、舗装補修、橋梁補修及び砂利道補修の別を記入すること。(橋梁については、備考欄に橋名を記入すること。)
- 7 延長の欄には、工事区間の延べの長さを記入すること。
- 8 有効幅員は、実幅員の一メートル減とすること。
- 9 この申請書及びこの申請書の写には、下記の図面及び調書を添附すること。
 - (1) 縮尺五万分の一の地形図に、道路整備計画の箇所を朱色で、工事施行中又は工事施行予定の箇所を黒色でそれぞれ記入し、道路以外の輸送機関のある場合は適当な方法によりその経路を記入し、最寄駅を○印で表わした図面
 - (2) 工事区間ごとに別記様式による道路現況調査
- 10 この申請書により二以上の事業者が共同申請することもさしつかえない。

別記様式

道路現況調査書

図面番号					
現況					
主要製品及び主要原材料の輸送量の実績及び計画					
品目	前年度実績(吨)	本年度計画(吨)	来年度計画(吨)		
自動車の交通量(一日平均)					
		事業関係自動車の通過台数	その他の自動車の通過台数		
大	型				
小	型				

(注)

- 1 現況の欄には、幅員、最急勾配(パーセント)、最少屈曲半径(メートル)、路面状況等を記入すること。但し、橋梁については、構造のみを記入すればよい。
- 2 事業関係自動車の通過台数の欄には、当該事業者の行う事業に関連して当該事業者の工場又は事業場に入出入する自動車の通過台数を記入すること。

別表第二

港湾（漁港）施設整備申請書

事業者名										
工場又は事業場名										
港湾（漁港）名			港湾（漁港）の種類			港湾（漁港）工事の施行者				
施設の現状及び整備を必要とする理由										
施設整備計画										
港湾（漁港）施設名	工種	計 画						備 考		
		全 体			来 年 度					
		単 位	数 量	事業費(千円)	単 位	数 量	事業費(千円)			
計										
主要製品の生産量及び輸送量の実績及び計画										
品 目	実 績			計 画						備 考
	前 年 度			本 年 度			来 年 度			
	生産量 (吨)	輸送量 (吨)	海送% 陸送%	生産量 (吨)	輸送量 (吨)	海送% 陸送%	生産量 (吨)	輸送量 (吨)	海送% 陸送%	
計										
主要原材料の輸送量の実績及び計画										
品 目	実 績			計 画						備 考
	前 年 度			本 年 度			来 年 度			
	輸 送 量 (吨)	海 送 % 陸 送 %	輸 送 量 (吨)	海 送 % 陸 送 %	輸 送 量 (吨)	海 送 % 陸 送 %	輸 送 量 (吨)	海 送 % 陸 送 %		
計										

(注)

- 1 港湾（漁港）の種類欄には、港湾の場合は特定重要港湾、重要港湾、地方港湾又は避難港の別を、漁港の場合は第一種漁港、第二種漁港、第三種漁港又は第四種漁港の別を記入すること。
- 2 港湾（漁港）工事の施行者の欄には、国、県、市等の別を記入すること。
- 3 工種の欄には、建設、改良又は復旧の別を記入すること。
- 4 この申請書及びこの申請書の写には、縮尺千分の一から縮尺五千分の一までの港湾平面図に、施設整備計画の箇所を朱色で、工事施行中又は工事施行予定の箇所を黒色でそれぞれ記入した図面を添附すること。
- 5 この申請書により二以上の事業者が共同申請することもさしつかえない。

別表第三

経済産業大臣	経済産業局長
国土交通大臣	<p>地方整備局長若しくは北海道開発局長又は地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）</p>